

阿南市告示第104号

介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の規定により送達すべき書類は、同法第20条の2の規定により、その送達に代えて公示送達をする。

送達すべき書類は、阿南市保健福祉部介護保険課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月27日

阿南市長 岩佐 義弘



1 送達すべき書類 令和8年度 介護保険料納入通知書

2 送達を受けるべき者

氏 名
海部 多美子
川勝 真人
石田 浪子
橋本 孝男
山本 マサ子
松尾 知喜
米田 嘉代子
見喜 徳市
布袋 勝彦
望月 章弘
廣瀬 重市
生田 よしえ
吹田 睦子
河内 幹代

谷口 登
三木 秀美
三木 信夫
竹内 節子
久田 るり子
山下 都
近藤 正子
湯浅 守
佐川 美穂
松尾 隆
山崎 幸晴
松田 計廣
佐々木 ひろ子
西照 正志
阿瀬川 正章
小原 房子
大原 順子